

市第17号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南中央駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
-------------------	--

別表第2に次のように加える。

港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1 地区 A-2 地区 A-3 地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>3 自動車教習所</li> <li>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>5 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>6 倉庫業を営む倉庫</li> </ol>
	C 地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> </ol>

別表第6に次のように加える。

港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所そ の他これらに類する公益上 必要な建築物の敷地として 使用する土地
	A-3 地区	3,000平方メートル	
	C 地区	1,000平方メートル	

別表第 7 に次のように加える。

港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地区	建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面から前面道路 の境界線及び隣地境界線ま での距離は、2メートル以 上とする。	公衆便所、巡査派出所そ の他これらに類する公益上 必要な建築物又は建築物の 部分
	A-3 地区	建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面から市道笹下 第94号線の境界線までの距 離は3メートル以上とし、 その他の前面道路の境界線 及び隣地境界線までの距離 は2メートル以上とする。	

別表第 8 に次のように加える。

港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地区	25メートル	—
	A-3 地区	31メートル	

別表第12に次のように加える。

港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地区	100分の15	100平方メートル
	A-2 地区	100分の10	
	A-3 地区	100分の15	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

港南中央駅周辺地区地区整備計画区域内における建築物の敷地、

構造、用途及び緑化に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第1 適用区域（第3条）

名 称	区 域
（省 略）	
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南中央駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2 建築物の用途の制限（第5条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
（省 略）		
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1 地区 A-2 地区 A-3 地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 自動車教習所 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫
	C 地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿

（備考省略）

別表第6 建築物の敷地面積の最低限度（第8条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
（省 略）			
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1 地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として
	A-3 地区	3,000平方メートル	

備計画区域	C 地 区	1,000平方メートル	使用する土地
-------	-------	-------------	--------

(備考省略)

別表第 7 壁面の位置の制限 (第 9 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
(省 略)			
港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
	A-3 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から市道笹下第94号線の境界線までの距離は3メートル以上とし、その他の前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。	

(備考省略)

別表第 8 建築物の高さの最高限度 (第 10 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地 区	25メートル	—
	A-3 地 区	31メートル	

(備考省略)

別表第 12 建築物の緑化率の最低限度 (第 19 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外

市第17号

(省 略)			
港南中央駅周 辺地区地区整 備計画区域	A-1 地区	100分の15	100平方メートル
	A-2 地区	100分の10	
	A-3 地区	100分の15	

(備考省略)